

東北大学萩友会における名義の使用許可に関する要項

(平成30年1月23日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、東北大学萩友会（以下「本会」という。）における団体又は個人（以下「団体等」という。）の主催する事業への共催又は後援の名義（以下「名義」という。）の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 団体等が主催する講演会、研究会、シンポジウム、セミナー、競技会その他の催事をいう。
- (2) 基礎同窓会 本会に登録している部局別同窓会、登録同窓会、年次別同窓会をいう。
- (3) その他の同窓会 基礎同窓会以外（本会に未登録であるの同窓会）の同窓会をいう。
- (4) 会長 本会の会長をいう。
- (5) 代表理事 本会の代表理事をいう。
- (6) 国立大学法人東北大学 東北大学をいう。

(名義の区分)

第3 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主催 事業を自己の責任において主体的に開催する場合
- (2) 共催 団体等が主催する事業について、本会が共同して開催する場合
- (3) 後援 団体等が主催する事業について、本会がその趣旨に賛同し、その事業が円滑に実施されるよう本会の名義貸しをする場合で、金銭的・人的・物的な支援等を前提としない場合

(主催者の範囲)

第4 名義の使用許可を受けようとする者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 基礎同窓会
- (2) 東北大学の公的組織又は関係団体
- (3) その他会長又は代表理事が名義を使用させることが適当と認めるもの

(許可の基準)

第5 本会が名義を使用許可することができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 本会の理念・目標に沿った事業であること、又は本会にとって有益であり、本会の発展に寄与すると認められること。
- (2) 主催する団体等が、当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- (3) 入場料、参加料等を徴収するものにあつては、その額が適正であると認められること。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利事業の一環として行われるものでないこと。

(5) 参加者等に生じた損害について、本会が賠償責任を負わないこと。

(申請)

第6 名義の使用許可を受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の名義使用申請書により、原則として当該事業開催予定日の2月前までに会長宛に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

(1) 定款、会則等

(2) 役員等名簿

(3) 事業計画書（参加者から入場料、参加料等を徴収する場合は収支予算書を含む。）

(4) その他（過去の開催内容が判るもの、ポスター等。）

3 前項の規定にかかわらず、過去5年以内に名義の使用許可を受けた団体等が、当該許可にかかる事業に類する事業について名義の使用を申請する場合には、必要に応じて前項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

(許可)

第7 会長又は代表理事は、第6の申請があったときは、許可又は不許可を決定するものとする。

2 会長又は代表理事は、必要があると認めるときは、申請者に対し、第6第2項に掲げる書類以外の資料の提出を求めることができる。

3 会長又は代表理事は、名義の使用を許可する場合は、必要に応じ、条件を付することができる。

(決定の通知)

第8 会長又は代表理事は、名義の使用の許可又は不許可を決定したときは、別記様式第2号又は第3号の名義使用通知書により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第9 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 名義の使用は当該事業に限るものとし、名義は「東北大学菽友会」とする。

(2) 申請時の事業計画に変更があった場合、直ちに届け出ること。

(3) 当該事業の開催に係るポスター等印刷物への使用は、許可された名義の区分に応じたものとする。

(4) 当該事業を行うにあたって、東北大学の施設の利用については、東北大学の諸規程の定めるところによること。

(許可の取消)

第10 会長又は代表理事は、次の各号の一に該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

(1) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(2) この要項の規定、若しくは本会の付した条件に違反したことが判明したとき。

2 名義の使用許可を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

(報告)

第 11 会長又は代表理事は、名義の使用を許可した事業が終了したときは、必要に応じ、主催団体等に報告書の提出を求めることができる。

(事務)

第 12 名義の使用に関する事務は、本会の事務局において処理する。

(雑則)

第 13 この要項に定めるもののほか、名義の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成 30 年 1 月 23 日から施行する。